

災害時における授業、実習の取り扱い

1. 休講の対象となる災害情報

災害には、風水害、地震、火山噴火など様々な種類がありますが、本学では「レベル4 危険警報」及び「レベル5 特別警報」発表時の休講の取り扱いについて定めています。

ーレベル4 危険警報ー

大雨により土砂災害発生などの危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。長野県においては、県建設部と長野地方気象台が協議して発表します。

ーレベル5 特別警報とはー

大雨、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、気象庁は警報を発表して警戒を呼び掛けています。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが原因で、重大な災害がすでに発生しているか極めて切迫し、命の危険が差し迫っている場合、気象庁は最大級の警戒を呼び掛ける「レベル5 特別警報」を発表します。

2. 「レベル4 危険警報」または「レベル5 特別警報」が発令された場合の対応

以下のとおり、「学内の授業」及び「臨地実習」に分けて対応を示しますが、「学長による指示」があった場合はそれを優先しますので、その内容に従って対応してください。

(1) 学内での授業について

駒ヶ根市にレベル4 危険警報またはレベル5 特別警報が発令中の場合には、学内での授業・課外活動は行いません。

解除された場合には、以下のとおり授業を開始します。

8時00分の時点で解除された場合 : 第1限から平常どおり

12時00分の時点で解除された場合 : 第3限から授業を開始

休講となる場合は、8時5分頃、12時5分頃に、大学から全学生へ一斉緊急メールを送信します。(各自あらかじめ大学から配付された個人のメールアドレスを携帯電話で受信できるように設定しておくこと。これは携帯電話を変更するたびにを行うこと。)

また、大学ホームページ上にも情報をアップします。

(2) 臨地実習について

それぞれの実習場・駒ヶ根市・駒ヶ根市から実習場への経路の市町村にレベル4 危険警報またはレベル5 特別警報が発令中の場合には、実習は行いません。

解除された場合には、以下のとおり実習を行います。

6時00分の時点で解除された場合 : 平常どおり

11時00分の時点で解除された場合 : 午後から実施

ただし、一斉緊急メールは発信されないため、学生は、必ず実習指導担当教員と連絡を取

り合い、確認を行い指示に従ってください。詳細は実習要項を参照してください。
なお、実習場所に宿泊している場合や、実習受入先の都合等により対応が変わります。

(3) レベル4危険警報及びレベル5特別警報の確認方法について

- ① 朝のNHKニュース（5時52分前後、6時55分前後）において「上伊那地域」に発令されているかを確認する。
- ② 「国土交通省 防災情報提供センター」携帯端末サイトで「気象情報・注意報」に入り、「駒ヶ根市」に発令されているか確認する。
「国土交通省 防災情報提供センター」携帯端末サイトへのアクセスは、以下のアドレス
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
または、右の携帯端末用QRコードを使ってください。駒ヶ根市の「気象情報・注意報」のページをブックマークしておくといよい。
- ③ 8時5分頃、12時5分頃に、大学から全学生へ一斉緊急メールが発信される。
（各自、あらかじめ大学から配付された個人のメールアドレスから携帯電話に転送する設定をしておくこと。これは携帯電話のメールアドレスを変更する都度行うこと。）
また、大学ホームページ上にも情報をアップする。



(参考) レベル4危険警報及びレベル5特別警報が発令されたことを自動的に知りたい人は
【長野県公式ホームページ】→【災害・防災に関する情報】→【河川砂防情報ステーション】
→【防災情報メール配信】から、防災情報を受信するメールアドレスを登録する。

3. その他の災害

被害が甚大な場合には、授業・実習・課外活動のいずれも行わないことがあります。
その場合には、休講情報を本学ホームページ (<https://www.nagano-nurs.ac.jp/>) に掲載するとともに、緊急メールでお知らせします。